



2020年9月25日

各位

会社名 ユニデンホールディングス株式会社  
 代表者 代表取締役会長 藤本 秀朗  
 (コード番号 6815 東証第1部)  
 問合せ先 財務経理部 武藤 竜弘  
 (TEL: 03-5543-2812)

第55回定時株主総会付議議案の一部取り下げに関するお知らせ

当社は、2020年9月25日開催の取締役会において、本日開催を予定の第55回定時株主総会に付議予定の「第1号議案 取締役7名選任の件」の一部を取り下げ、内容を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役候補者の藤本秀朗氏（候補者番号1）から、取締役候補者を辞退する旨の申し出があり、それに伴うものです。

2. 変更の内容（変更箇所は太字で記載のうえ、下線で付しています。）

(1) 第55回定時株主総会招集ご通知 2頁 「3. 目的事項」

変更前	変更後
決議事項 第1号議案 取締役 <u>7</u> 名選任の件	決議事項 第1号議案 取締役 <u>6</u> 名選任の件

(2) 第55回定時株主総会招集ご通知 6頁～9頁 「株主総会参考書類」

変更前	変更後
<p>第1号議案 取締役<u>7</u>名選任の件</p> <p>取締役全員（5名）は、本総会（継続会含む）終結の時をもって任期満了となります。また、取締役松本守雄は、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時（9月25日の審議終了時）をもって辞任致します。つきましては、経営体制の一層の強化を図るために取締役2名を増員し、取締役<u>7</u>名（<u>4</u>名現任、3名新任）の選任をお願いするものであります。</p> <p>取締役候補者は次のとおりです。このうち、大里真理子氏は社外取締役候補であります。</p>	<p>第1号議案 取締役<u>6</u>名選任の件</p> <p>取締役全員（5名）は、本総会（継続会含む）終結の時をもって任期満了となります。また、取締役松本守雄は、本総会において継続会の開催が承認可決されることを条件に、本総会の休会の時（9月25日の審議終了時）をもって辞任致します。つきましては、経営体制の一層の強化を図るために取締役2名を増員し、取締役<u>6</u>名（<u>3</u>名現任、3名新任）の選任をお願いするものであります。</p> <p>取締役候補者は次のとおりです。このうち、大里真理子氏は社外取締役候補であります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	候補者 番号	氏 名 (生年月日)
1	<sup>ふじ もと ひで ろう</sup> 藤 本 秀 朗 (1935年6月14日生)	削除	削除
2	<sup>にし かわ たけ ゆき</sup> 西 川 健 之 (1968年1月4日生)	2	<sup>にし かわ たけ ゆき</sup> 西 川 健 之 (1968年1月4日生)
3	<sup>たか ほし こう へい</sup> 高 橋 浩 平 (1975年10月19日生)	3	<sup>たか ほし こう へい</sup> 高 橋 浩 平 (1975年10月19日生)
4	<sup>たか ほし じゅん や</sup> 高 橋 純 也 (1975年8月6日生)	4	<sup>たか ほし じゅん や</sup> 高 橋 純 也 (1975年8月6日生)
5	<sup>む とう たつ ひろ</sup> 武 藤 竜 弘 (1976年1月1日生)	5	<sup>む とう たつ ひろ</sup> 武 藤 竜 弘 (1976年1月1日生)
6	<sup>あん どう たつ や</sup> 安 藤 達 哉 (1973年4月12日生)	6	<sup>あん どう たつ や</sup> 安 藤 達 哉 (1973年4月12日生)
7	<sup>おお さと まり こ</sup> 大 里 真 理 子 (1963年4月22日生)	7	<sup>おお さと まり こ</sup> 大 里 真 理 子 (1963年4月22日生)
(注) 1.	<u>候補者藤本秀朗氏の所有する株式数は、同氏が代表取締役を務めるフジファンド株式会社の名義になっております。</u> 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 大里真理子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。 4. 大里真理子氏の取締役就任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。	(注)	削除  2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 大里真理子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。 4. 大里真理子氏の取締役就任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(注) 取締役候補者である西川健之氏、高橋浩平氏、高橋純也氏、武藤竜弘氏、安藤達哉氏並びに大里真理子氏の「略歴、地位及び担当 [重要な兼職の状況]」、「所有する当社株式の数」及び「取締役候補者とした理由」は、第 55 回定時株主総会招集ご通知に記載のとおりです。

### 3. 議決権の行使の取り扱いについて

第 1 号議案に対する議決権のご行使に関しましては、変更後の取締役候補者 6 名に対するもののみ有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上